

船舶事故等調査報告書

平成25年2月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第155号
事故等種類	火災
発生日時	平成24年8月30日（木） 11時30分ごろ
発生場所	神奈川県逗子市逗子海岸 神奈川県葉山町所在の葉山港A防波堤灯台から真方位062°890m付近 （概位 北緯35°17.3′ 東経139°34.4′）
事故等調査の経過	平成24年9月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ レッドシャーク、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	235-42266神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	作業員、操縦免許なし
死傷者等	軽傷 1人（作業員）
損傷	船体焼損（全損）
事故等の経過	本船は、逗子海岸において、海の家作業員によって格納場所から海岸まで移動後、ガソリンを補給して主機を始動したところ、平成24年8月30日11時30分ごろ機関スペースから炎が噴出した。 本船の左側にいた作業員は、炎を浴びたため、海に飛び込んだ。 本船は、付近の海水浴客等によって海水がかけられ、来援した消防員によって鎮火が確認された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	本船は、ハンドル前のカバーを開けると右側（操縦席から見た位置を示す。以下同じ。）にキャップ付きの潤滑油補給口が、左側に機関スペースへの空気取入口がそれぞれ開口しており、空気取入口の下部にキャップ付きの燃料補給口があり、その補給口の左側に「FUEL→」と記載されていた。 海を家の経営者は、客に水上オートバイの遊走を楽しんでもらうため、水上オートバイ（3人乗り）を準備していたが、本事故の数日前に機関に不具合が発生したことから、本船（3人乗り）を所有者から借りていた。 作業員は、以前から、経営者の指示で水上オートバイに燃料（ガソリン）を補給することがあった。 作業員は、本事故の前日、経営者から、水上オートバイを格納場所から海岸に出して燃料を補給するように指示を受けた。

	<p>作業者は、本船に燃料を補給するのは初めてであった。</p> <p>作業者は、燃料を補給するに当たり、補給口を探したが、以前の水上オートバイとメーカーが異なり、同じ位置に補給口がなかったため、ハンドル前のカバーを開けたところ左側に開口部があったことから、そこから燃料約40ℓを入れた。</p> <p>経営者は、作業者に対し、不明な点があれば、いつでも問い合わせるように指示していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、逗子海岸において、燃料のガソリンを補給する際、作業者が、機関スペースへの空気取入口にガソリンを入れ、始動操作を行ったことから、機関スペースに入れられたガソリンの蒸気にスターターの火花が引火して火災が発生したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、逗子海岸において、燃料のガソリンを補給する際、作業者が、機関スペースへの空気取入口にガソリンを入れ、始動操作を行ったため、機関スペースに入れられたガソリンの蒸気にスターターの火花が引火したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 初めて燃料油や潤滑油の補給を行う際には、補給口を間違えないよう、取扱説明書を見たり、経験者に聞くなどしたりして確認すること。